慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	欧州司法裁判所のオンライン・プラットフォームに関する判例の調査・分析
Sub Title	Research and analysis of ECJ's case-laws regarding online-platforms
Author	井上, 淳(Inoue, Jun)
Publisher	慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所
Publication year	2019
Jtitle	メディア・コミュニケーション : 慶応義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要 (Keio media and communications research). No.69 (2019. 3) ,p.15- 38
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集 : インターネット時代のメディア法の行方
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1121824X-20190300-0015

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

欧州司法裁判所のオンライン・プラットフォームに関する判例の調査・分析

井上　淳

1　はじめに

欧州連合（EU）の法令や政策を理解するうえで，EU の司法機関である欧州司法裁判所の判例を調査することは不可欠である。オンライン・プラットフォームについても，昨今のプレゼンスの増加に伴い，係争案件が増えており，欧州司法裁判所で様々な判断がなされている。検索エンジンの個人データ保護については，いわゆる「忘れられる権利」の先決裁定[1]などは，日本のマスコミや学術界でも大きく取り上げられたが[2]，その一方，その他のオンライン・プラットフォームに関する先決裁定については，井奈波（2010），今野（2014）等[3]いくつかの先行研究があるものの，さらなる蓄積が求められている。EU の規制は，我が国を含め，グローバルに影響を及ぼしうる。その規制の背景を知るうえでも EU の判例等を調査研究しておくことは意義あることと思われる。

そこで，本稿においては，オンライン・プラットフォームに関する法令に係るいくつかの判例を取り上げ，EU のオンライン・プラットフォームに対する規範及びその変化の理解に貢献することを目的とする。まず，次節においては，EU における「オンライン・プラットフォーム」の定義に関する検討を概観し，その後，オンライン・プラットフォームに関わる判例等を調査研究する。最後にまとめを行う。

なお，本稿は，既発表の拙稿と重複する部分もあるが，欧州司法裁判所のオンライン・プラットフォームに関する様々な指令に係る判例を一覧的に整理することによって，EU におけるオンライン・プラットフォームを取り巻く環境を俯瞰するための材料を提供する点にも意義があると考える。

2　オンライン・プラットフォームの定義

オンライン・プラットフォームの定義については，EU においても確立されたものはない。2016 年に欧州委員会（EC）がオンライン・プラットフォームに関する政策の方向性を示した文書（以下「OP 文書」という。）においても，その範囲が大きすぎるためか，例示と以下の特徴を示すのみとなっている[4]。

・新しい市場を創造及び形成し，伝統的な市場に対して挑戦し，大規模なデータの収集・処理・編集に基づくビジネスの参加又は実施に関する新たな形態を創出する能力を有す

ること。
・多面市場で活動するが，利用者グループ間の直接の相互作用にかかる管理の程度は多様であること。
・「ネットワーク効果」（大胆に言えば，サービスの価値が利用者数に応じて増加すること）により便益を受けること。
・瞬時かつ容易に利用者に到達するため通常 ICT を利用すること。
・特に，重要な価値を捕捉（データ収集を通じる場合を含む）し，新しいビジネス・ベンチャーの創出を円滑化し，戦略的な依存性を新たに構築することによって，デジタル分野の価値の創造において重要な役割を担うこと。

オンライン・プラットフォーム戦略の公表前に行われた意見公募では，「少なくとも 1 のグループの価値を創出するために，複数の明確に独立した利用者のグループ間の相互作用をインターネットにより実現する，両面市場において事業を行う事業者。」という定義案を提示し意見を求めた[5]が，意見公募の結果，オンライン・プラットフォームの多様な形態及び将来の変動の可能性を踏まえて，一義的な定義は断念した。他方，具体例としては，オンライン広告，電子商取引，検索エンジン，ソーシャル・メディア，コンテンツやアプリケーション配信，電子決済，シェアリングの機能を提供するサービスをあげている[6]。

そこで，本稿において取り上げる判例についても，オンライン・プラットフォームの厳密な定義に該当するものを抽出するのではなく，EC が例示として挙げた企業の案件を中心に検討することとする。

▶ 3　オンライン・プラットフォームに関する判例

オンライン・プラットフォームが提供するサービスは，多種多様である。このため，オンライン・プラットフォームに関係する法令も，電子商取引に関するもの，コンテンツの配信に関するもの，配信するコンテンツ等の知的財産に関するもの，利用者の個人データ保護に関するもの等多岐にわたる。その中でも，EC が OP 文書においてアジェンダとして掲げたものを中心に取り上げたい。これは，OP 文書に掲げたものは，EC がオンライン・プラットフォームに関する政策課題として認識し，政策として動く可能性が高いものであり，その背景として，関連する判例を知っておくことは意義あることと思うためである。具体的には，電子商取引指令[7]，視聴覚メディア・サービス指令[8]，情報社会における著作権と著作隣接権に関する指令[9]，個人データ保護関連の指令[10]，競争法関係の判例をオムニバス的に取り上げる[11]。判例の選択については，EU の官報[12]の規則や指令からのリンクのほか，EC 情報社会メディア総局（現通信総局）の判例集[13]，Kadar（2015），Jones and Sufrin（2016）を参照し，欧州司法裁判所の検索により補完した[14]。

また，先決裁定の性格上，欧州司法裁判所の判断は，EU 法令の解釈を示すものであって，原告，被告のどっちの主張が認められたかは加盟国の裁判所が決することとなるため，以下の分析では，必ずしも原告，被告どっちの主張が認められたかはっきりしない点があることはあらかじめ御理解いただきたい。

なお，本稿では，電子商取引指令，視聴覚メディア・サービス指令及び情報社会における著作権と著作隣接権に関する指令の判例を中心に検討し，個人データ保護関連及び競争法に関する判例や処分については，多くの先行研究があるので簡単に触れるにとどめる[15]。

①　電子商取引指令[16]

（イ）指令の目的

電子商取引指令は，インターネットの普及に伴い，2000年6月に成立したものである。その目的は，同指令第1条に「加盟国間での情報社会サービスの自由な流通を確保することにより，域内市場が真の機能を発揮することに貢献しようとするもの」[17]と規定されている。同指令においては，同目的を達成する範囲で，電子契約に関すること，媒介者としての責任等を定めている。同指令の対象となる「情報社会サービス」については，同指令第2条（a）において，情報社会サービス指令[18]の定義を引用しているが，要すれば，「通例有償で電子的に遠隔から，かつ，受領者の個別の要求に基づいてもたらされる各サービスをいう。」[19]とされる。情報社会サービスの範囲については，同指令の前文18において，「オンラインで行われる経済活動の広い範囲を包摂する」[20]とされているが，例えば，放送のように，個別の要求に基づかずに提供されるサービスについては，引用元の情報社会サービス指令の附則において情報社会サービスに該当しないと規定されている[21]。

電子商取引指令に関して，オンライン・プラットフォームが特に議論になるのは，媒介者としての責任である。オンライン・プラットフォームが提供するサービスは，検索エンジン，電子商取引等であるが，その大きな特徴は，送信者と受信者，売り手と買い手，広告主と消費者等の2つの異なるグループを媒介することである。ただし，オンライン・プラットフォームは，その媒介する情報や製品について，内容を全て把握しているわけでもないし，責任を全て有しているわけではない。もし，オンライン・プラットフォームに流通する全ての情報について責任を負わせることとなると，民間による検閲的な行為となり，情報の自由な流通が制限されてしまう。一方，EUでは，域内市場の形成のため，人，物，サービス，資本の自由だけでなく，情報の自由な流通も重要されている。これらのバランスを図るため，EUでは，電子商取引指令第2章第4節において，オンライン・プラットフォームの多くが該当する媒介サービス・プロバイダ（intermediary service providers）の責任の制限について規定し，法の適用の安定性を確保しようとしている[22]。

（ロ）関連する主な規定

媒介的な機能を提供する事業者の責任については，電子商取引指令第12条から第15条に規定されている。第12条から第14条までは，その機能に応じて，責任を負わない場合を規定している。具体的には，それぞれ，「単なる土管（mere conduit）」サービス（第12条），キャッシング・サービス（第13条），ホスティング・サービス（第14条）に分類したうえで，後述する判例で論点となるホスティング・サービスについては，以下の通り規定している。

第14条　加盟国は，ユーザにより入力された情報を記録する情報社会サービスの場合においては，次の各号のいずれかの要件を満たす限りにおいて，ユーザの求めに応じて記録された情報については，サービス・プロバイダが責任を負わないことを確保する。

(a) プロバイダが，違法な活動または情報を事実上知らず，かつ損害賠償請求にかかわっては，プロバイダが違法な活動または情報を明らかに示す事実または事情をも知らないこと，又は，

(b) プロバイダが，この点を了知しまたは認識して，遅滞なく，情報を削除しまたはそれに対するアクセスを停止するために活動するとき。

2　前項の規定は，そのユーザがプロバイダのもとにあるかまたはその監督に服しているときは，これを適用しない。

3　本条は，加盟国の法制度により裁判所若しくは行政庁がサービス・プロバイダに違反

行為の中止若しくは防止を求める可能性，又は加盟国がその情報の削除若しくはそれへのアクセスを停止するための手続を定める可能性にかかわるものではない。

このため，例えば，第 14 条について，検索エンジンがその検索結果として違法なものを示したとしても，その内容を承知していなければ，この規定に基づき免責されうる。また，第 15 条においては，一般的監視義務の禁止として，以下の通り規定されている。

第 15 条　加盟国は，第 12 条，第 13 条および第 14 条に定めるサービスを提供するプロバイダに，それが伝送しまたは記録する情報を監視しまたは違法な活動を示す事情を積極的に調査する一般的な義務を課してはならない。
2 （略）

この規定により，例えば，著作権の権利者団体が検索エンジンに対して流通している情報について著作権者の権利処理を施しているかどうか監視するように求めた場合，この規定に基づき，そのような要求に対応しなくてよいかどうかが主な論点となる。以下では，いくつかの具体的な判例を検討する。

（ハ）判例

（ｉ）媒介者の責任①（Google France SARL, Google Inc. v Louis Vuitton Malletier SA etc（C-236/08 to C-238/08：2010 年 3 月 23 日先決裁定））

あ）事件の概要

仏高級服飾ブランドの Louis Vuitton 等（X）は，検索エンジン等を提供する Google（Y）がその検索連動型広告において，X の許可なく，X が所有する商標をキーワードとして利用することが，EU の商標権に関する規則及び指令等に違反するとして，仏の国内裁判所に提訴したところ，パリ大審裁判所，パリ控訴院ともに，Y の行為は違法であると判示した。Y は，破棄院に上告したところ，破棄院は，欧州司法裁判所に対して，EU の商標権に関する指令の「利用（use）」の解釈及び情報媒介者としての免責が適用される解釈について先決裁定を求めた。

い）判旨

欧州司法裁判所は，商標ハーモ指令[23] 第 5 条（1）（a）及び共同体商標に関する規則[24] 第 9 条（1）（a）の解釈は，以下の通りとした。平均的なインターネット利用者では，商標の所有者の製品なのか第三者のものか見分けがつかないような場合，商標の所有者は，広告の出稿者に対して，当該商標に関連するキーワードをもとに広告することを禁止することができるとした[25]。その一方で，検索連動型広告を提供する事業者（internet reference service provider）が，商標権と同一視される印（sign）を，キーワードとして保存し，キーワードに基づき広告を表示することについては，商品ハーモ指令第 5 条（1）（2）及び共同体商標に関する規則第 9 条（1）の商標権の「商業目的の利用」に当たらないとした[26]。また，その事業者の責任についても，その広告に対する知識を有したり，管理したりするなど積極的な役割を果たしていない限り，電子商取引指令第 14 条の免責の規定が適用されるとし，広告出稿者の蓄積したデータに関する法的責任を持ち得ないとした[27]。

この根拠としては，電子商取引指令の解釈を示す前文 42 において，免責が適用されるのは，事業者の「単に技術的，自動的，受動的な性格」を有する行動とされているところ，これは，伝送され，又は蓄積される情報に関する知識も管理もしないことを示唆する

としている[28]。この基準に照らせば，広告型連動広告が有償であってその条件を規定していることや，広告主に一般的な情報（general information）を与えているということだけでは，事業者の免責の適用を否定することにはならないとしている[29]。また，広告主が選択したキーワードとインターネット利用者が検索した単語を組み合わせるだけでは，そのサーバに蓄積される情報に関して知識や管理をしているとは言えないとしている[30]。一方で，広告に伴う商業メッセージを起案し，又はキーワードの創設や選択する場合には，事業者の果たす役割が積極的な否かの検証に関連性がある（relevant）としている[31]。

う）考察

本件の意義について，今野（2015）においては，「検索キーワード連動型広告サービスを提供する事業者の登録商標の使用について，取引上の使用に該当しないとして，商標権の侵害を否定した。これにより，検索キーワード連動型広告サービスを提供する事業者は加盟国の国内裁判所における訴訟のリスクを免れ，かかるサービスをいっそう拡大するであろう」[32]として，検索キーワード連動型広告サービスの法的安定性の向上に言及するとともに，商標権をめぐる長年来の課題に一定の決着をつけたとしている[33]。先決裁定によると，オンライン・プラットフォームがそのサーバに蓄積された情報に対する知識を有したり，管理したりするなど，積極的な役割を果たしていない限り，電子商取引指令第 14 条の免責の規定が適用されるとしている。もちろん，積極的な役割を果たすかどうかだけでは抽象的であり，同じようなサービスであっても国によって判断が異なったという指摘[34]もある。そのようなことも念頭に，次は，翌年の 2011 年に判示されたものをみてみたい。

（ⅱ）媒介者の責任②（L'Oreal and Others v eBay（C-324/09：2011 年 7 月 12 日先決裁定））

あ）事件の概要[35]

フランスの化粧品等メーカーの L'Oreal（X）は，電子市場を提供する eBay（Y）がそのサイトにおいて商標権を侵害する行為に関与しているとした。具体的には，X は，Y が Google から Adwords のキーワードを買い，その検索連動型広告のクリックにより，商標を侵害している商品のサイトにアクセスさせていると主張した。また，X は，Y が偽造品の販売阻止の努力に不十分であること等を主張した。Y は，英国高等法院に提訴したところ，英国高等法院は，電子市場を提供する運営者について，どのような場合に免責となり，どのような商品の流通が違法であることを知り得たと考えられるか等について欧州司法裁判所に先決裁定を求めた[36]。

い）判旨

欧州司法裁判所は，ホスティング・サービスを提供する事業者の免責に関する電子商取引指令第 14 条の規定について，電子市場の運営者が蓄積されたデータの知識を有さず，管理するような積極的な役割を果たしていない場合，電子市場の運営者に適用されるとした[37]。そのうえで，積極的な役割を果たしている場合として，運営者が販売の表示の最適化や広告に必要となる補助を行なっているときをあげた[38]。また，具体的な判断は英国の裁判所が行うべきとしたものの，Y は販売の支援をしており中立的とは言えず，積極的な役割を果たしていると考えるべきとした。また，仮に英国の裁判所が，運営者が積極的な役割を果たしていないと判断したとしても，勤勉な経済主体ならば違法な提供が行われていると知りうる（a diligent economic operator should have known）場合には，削除等の迅速な対応を講じない限り，電子商取引指令第 14 条（2）の規定に基づく免責は受けられないとし，この点からの検討の必要性にも言及した[39]。

う）考察

この先決裁定において注目すべきは，「勤勉な経済主体」という概念を導入し，一般的な注意義務と思われるものがホスティング・サービスを提供する事業者にもあることを明確化したことであろう。（ｉ）の先決裁定を踏まえれば，ホスティング・サービスの運営者には，受動的な役割に徹し，免責を受けようとするインセンティブが生じるが，一般的な注意義務を課すことにより一定の責任を果たすよう求めた。これは，欧州司法裁判所として，オンライン・プラットフォームが果たすべき役割や責任をもっと果たすべきという意思を明示したようにも思われる。特に，法務官の意見で「勤勉な経済主体」の概念は言及されていないが，欧州司法裁判所の判事が決する先決裁定では「勤勉な経済主体」を取り上げた。最終的な先決裁定が必ずしも法務官の意見に拘束されるわけではないが，法務官の意見と裁定が異なるということからしても，注目される判断をしたことが感得される。

なお，2014 年のいわゆる「忘れられる権利」に関する先決裁定においても同様の傾向があることが確認される。検索エンジンの運営者は，本件を踏まえて，データに関する知識もないし，データの管理を行使していないため，管理者（controller）ではないと主張した[40]。しかしながら，欧州司法裁判所は，第三者のホームページ上の個人データを管理していないという理由で検索エンジンの運営者をデータ管理者の範囲から除外してしまうと，個人データの処理の目的と方法を決める者が管理者であるとする個人データ保護指令第 2 条（d）にも反するし，同指令の目的にも反するとした[41]。さらに，検索エンジンの活動は，個人データの主体の名前で検索した者に個人データをアクセスできるようにする点で，個人データの頒布に決定的な役割を果たすとし[42]，検索エンジンの運営者は，行動の目的や方法を決める者として，その責任，権限，能力の範囲で，同指令の要求を満たさなければならないとした[43]。

このようにオンライン・プラットフォームの責任は，積極的な役割を果たしているかどうかという基準が（ｉ）で示され，その後，（ii）では，「勤勉な経済主体」の概念が提示され，いわゆる「忘れられる権利」の先決裁定においては，個人データの保護に関するものではあるものの，オリジナルなサイトの運営者と同等又はそれ以上の役割を果たすよう検索エンジンに求めるなど，欧州司法裁判所の判例を通じて徐々に増加しているように思われる。

次に，電子商取引指令のオンライン・プラットフォームへの適用について，第 14 条と同様に論点となる，第 15 条の一般監視義務の禁止については，どのような先決裁定があるのだろうか。

（iii）媒介者による一般監視（Belgische Vereniging van Auteurs, Componisten en Utigevers（SABAM）v Netlog NV（C-360/10：2012 年 2 月 16 日先決裁定））

あ）事件の概要

ベルギーの著作権管理団体（X）は，SNS を運営するベルギーの法人（Y）が提供するサービスにおいて，X が管理する著作物が許諾なく公衆に向けて利用可能になっているとして，Y と著作権使用料を請求する交渉を行った。しかしながら，交渉が調わず，X は，著作権に関する法令違反として，X が管理する著作物の送信可能化の停止と遅延の場合 1 日あたり 1000 ユーロの支払いを求めて，Y を相手にベルギーの裁判所に提訴した。

Y は，X の求めが，電子商取引指令第 15 条（1）を国内法制化したベルギーの法律において禁じられている一般監視（general monitoring）が課すに等しいものであると主張するとともに，その命令を実現するためにはフィルタリング・システムを導入しサーバ内を常に調べることとなるが，その場合には個人データの保護と通信の秘密の双方の確保が困

難と主張した。ベルギーの裁判所は，電子商取引指令第 15 条に関し，加盟国の裁判所がフィルタリング・システムを導入することを命令することができるかどうか等について，欧州司法裁判所の先決裁定を求めた。

い）判旨

欧州司法裁判所は，情報社会における著作権と著作隣接権に関する指令及び知的財産権の執行に関する指令[44]が電子商取引指令を害しない範囲と規定されており，かつ，一般監視を課すことは，知的財産権の執行に関する指令第 3 条にある，措置の公平性・比例性・非過負担性の原則にも反するとした[45]。ホスティング・サービスを提供する事業者に対して，フィルタリング・システムを導入させて，知的財産権を侵害しているものないかどうかファイルを監視させ，その違法性を確認させ，送信可能とならないよう措置させることは，すべての情報を監視するように求めるものであり，電子商取引指令第 15 条（1）が禁止している一般監視にあたるとした[46]。

また，著作権の保護は，EU 基本的人権憲章[47]第 17 条（2）に規定されているものであるが，絶対的なものではなく，他の人権とのバランスを図る必要があるが[48]，フィルタリング・システムの導入は，ホスティング・サービスを提供する事業者の営業の自由だけでなく，その利用者の個人データの保護の権利や情報の受信及び頒布の自由を侵害するとした[49]。さらに，フィルタリング・システムがコンテンツの適法性を正確に区別できないならば，適法な情報もブロックされることになり，情報の自由を潜在的に弱めるおそれがあるとした[50]。

これらのことを踏まえ，欧州司法裁判所は，フィルタリング・システムを導入するようホスティング・サービスを提供する事業者に命令することは認められないとした[51]。

う）考察

本件は，2011 年の先決裁定（C-70/10）[52]を踏襲し，電子商取引指令の一般監視の禁止の規定や，情報の自由に与える影響にまで踏み込んで，加盟国の裁判所はフィルタリング・システムの導入を命令することができないとした。その意味では複数の判例が存在しており，解釈も比較的安定的しているように思われた。

一方，EC は，2016 年 5 月，視聴覚メディア・サービス指令（以下「AVMSD」という。）を改正する指令案（以下「改正 AVMSD 案」という。）を提案し，その中では，一般監視とも思われるような規定を盛り込んだ。具体的には，加盟国は，ビデオ共有プラットフォームに対して，電子商取引指令第 14 条及び第 15 条を害しない範囲で，未成年者に対する有害なコンテンツからの保護や全ての市民に対するヘイト・スピーチのコンテンツからの保護に関する「適切な措置（appropriate measures）」を講じるようにしなければならないとしている[53]。また，著作権法違反のアップロード対策として 2016 年 9 月に提案されたデジタル単一市場における著作権指令案[54]においては，オンライン・プラットフォーム等は，「権利者と締結した合意の実効を確保し，又は，サービス提供者との協力を通じて権利者が特定した作品及びその他のコンテンツの利用を阻止するための措置を，権利者と協力して，講ずるものとする」（第 13 条）としている。具体的には，オンライン・プラットフォームは，コンテンツ認識技術（effective content recognition technologies）を導入する等の「適切な措置」を講じ，著作権を侵害するコンテンツのアクセス等を阻止すべきとするものである。

これらの指令によって求められる措置をオンライン・プラットフォームが実現するためには，オンライン・プラットフォーム上を流通するコンテンツすべてをチェックせざるをなくなる事態も想起される[55]。改正 AVMSD 案やデジタル単一市場における著作権指令案

が成立し施行される場合，電子商取引指令との整合性の確保に関してどのような運用がなされるか注目される。

（ニ）小括

電子商取引指令第 14 条及び第 15 条は，オンライン・プラットフォームが担う責任に重大な影響を及ぼす。オンライン・プラットフォームが果たすべき責任に対する考え方の変化や技術の急激な進化がみられるが，2000 年の制定以降，20 年近く改正されていない。その公式の理由は，改正の必要がないからであろうが，おそらく，オンライン・プラットフォームの責任に関する議論がは百家争鳴となっている中，改正の提案が収拾のつかない議論を招きたくないという事情もないわけではないだろう。このような状況において，欧州司法裁判所の判断が重要な役割を果たし，実質的な改正の効果を生む場合もあると考えられる。欧州司法裁判所がどのような解釈を行うか，引き続き注目することが重要である。

② 視聴覚メディア・サービス指令[56]

（イ）目的[57]

EU では，テレビジョン放送分野の域内市場の形成を図るため，1989 年，国境なきテレビジョン指令[58] が成立した。同指令においては，発信国の番組規制を満たしたものは原則として受信国では制約なく視聴できるようにすること（母国法主義）や，未成年者保護や広告規制について EU 域内の共通ルールが規定された。

2000 年に入ると，インターネットの普及及び進化等により，メディア，特にテレビジョン放送を巡る環境が大きく変わった。インターネットを経由して一斉に配信されるものや，オンデマンドで動画を配信するものも市場に投入され，テレビジョン放送と類似のサービスとしてどのように規律されるべきかが議論され，2007 年には，国境なきテレビジョン指令が大改正され，AVMSD が制定された。同指令においては，以下の点が追加された。

・放送であろうと，インターネットで配信されるものであろうと，同時に一斉配信するものは，リニア・サービスとすること。
・動画のオンデマンド・サービスについては，ノンリニア・サービスとすること。ただし，その規制については，リニア・サービスと比べて緩和されたものとすること。

EU においては，技術中立性及び競争環境の公平性の確保の観点から，インターネットを利用した配信であっても，また，リアルタイムの同時配信でないものに対しても規制を課している。これは，我が国や米国とは異なり，規制の網を大きく広げているものであり，オンライン・プラットフォームが提供するサービスも規制の対象となり，オンライン・プラットフォームにも影響を与える。以下では，AVMSD の適用範囲を中心に検討する。

（ロ）関連する規定

AVMSD の対象となる「視聴覚メディア・サービス」の定義については，同指令第 1 条 (1)(a) に「欧州連合の運営に関する条約の第 56 条及び第 57 条によって定義されるサービスであって，一のメディア・サービス提供者の編集責任の下にあり，かつ，そのサービスの主な目的が，告知，娯楽又は教育のために，2002/21/EC 指令第 2 条ポイント (a) の意味における電子通信ネットワークによって公衆に向けて番組の提供を行うもの。このような視聴覚メディア・サービスは，この段落のポイント (e) において定義されるテレビジョン放送又はこの段落のポイント (g) において定義されるオンデマンド視聴覚メ

ディア・サービスのいずれかである。」とされている。また，「編集責任」については，同指令第1条（1）(c)において，「テレビジョン放送の場合には経時順のスケジュールにおいて，また，オンデマンド視聴覚メディア・サービスの場合にはカタログにおいて，番組の選択及び番組の構成に関する有効な支配を行うことを意味する。編集責任は，必ずしも，提供されるコンテンツ又はサービスに対する国内法の下での法的責任を意味するわけではない。」とされている。

また，AVMSD前文において，以下のような考えが示されている。

・その範囲は，欧州連合の運営に関する条約によって定義される「サービス」に限られ，したがって，公的サービスの事業体を含む，いかなる形態の経済的な活動を含むべき（前文21）
・視聴覚コンテンツが単なるサービスの付随であって，主たる目的ではないものも対象外とすること。例として，動画の要素，短い広告スポット，製品又は非視聴覚サービスに関する情報等，視聴覚の要素を補助的な方法のみで用いるウェブサイト等（前文22）
・メディア・サービス提供者の定義から，編集責任が第三者にある番組の単なる伝送を行う自然人又は法人を排除すべき（前文26）
・この指令の範囲は，新聞や雑誌の電子版を含まないこと（前文28）

規定等についてはこの通りであるが，動画配信に関する技術やサービスは急激に進化している。このため，新しく出現したサービスがAVMSDの適用となるかどうかは常に問題となりうる。そこで，個別具体に決定した欧州司法裁判所の判例をみることが有効である。

ただし，ここで取り上げる判例は，「視聴覚メディア・サービス」，その定義上，編集責任を有するコンテンツに関するものである。第三者が編集責任を有するコンテンツに対するものについては，小括として欧州人権裁判所の判例を取り上げる。

なお，次の（ｉ）は，井上（2018a）で取り上げているが，重要な判例であるため，ここでも取り上げてポイントを説明する。

（ハ）判例

（ｉ）視聴覚メディア・サービスの適用（New Media Online GmbH v Bundeskommunikationssenat（C-347/14：2015年10月21日先決裁定））

あ）事件の概要

テキストニュースを取集したサイト（Y）のサブドメインにおいて，ビデオを提供していたところ，2012年，オーストリアの規制当局（X）は，Yの提供するサービスがオンデマンド視聴覚メディア・サービス（AVMSD第2条（4））に該当するとし，AVMSD第9条（1）に基づき，視聴覚メディア・サービスとして事業開始前に報告する必要があるとした。Yは，行政裁判所に訴え，サブドメインのビデオは，メインのウェブサイトの付属物（ancillary）であって，また，その形式や内容からテレビジョン放送と比較可能ではない（not comparable）ため，視聴覚メディア・サービスに該当しないと主張した。行政裁判所は，以下の2つの論点について，欧州司法裁判所の先決裁定を求めた。

・AVMSD第1条（1）(b)「番組（programme）」の解釈について，Yのサブドメインで提供されている動画像は，短いニュースクリップであって，伝統的なテレビジョン放送に同様の形式はないが，テレビジョン放送の形式や内容と十分に比較可能であって番組と言えるか。
・AVMSD第1条（1）(a)(i)「視聴覚メディア・サービス（audiovisual media service）」について，新聞の電子版の中で動画像を提供するサービスも該当するのか。

い）判旨

欧州司法裁判所は，AVMSD 第 1 条（1）（b）の解釈について，「比較可能」かどうかは，コンテンツの形式や内容によるものであり，短いかどうかは無関係であるとした[59]。

また，AVMSD 第 1 条（1）（a）（i）の解釈について，AVMSD の前文 28 において新聞や雑誌の電子版はこの指令の対象外としているが，動画像が提供されているサイトがオンライン新聞を発行しているサービスの一部だからとって自動的に対象外となるわけではない[60]とし，加盟国の裁判所において，動画像が提供されているサブドメインがオンライン新聞の発行者の活字の記事（written press articles）と独立したものか否かで判断すべきであるとした。すなわち，独立していれば，AVMSD の対象になるとした[61]。

う）考察

本件の意義は，新聞社による動画配信であっても，配信される動画像がジャーナリスティックな活動と独立している場合には，AVMSD の対象になるとしたことである。

（ii）視聴覚メディア・サービスの適用②（Peugeot Deutschland GmbH v Deutsche Umwelthilfe eV（C-132/17：2018 年 2 月 21 日先決裁定））

あ）事件の概要

Peugeot Deutschland GmbH（Y）は，YouTube に自社のチャンネルを持っており，そのチャンネルに新車の 15 秒の動画の広告を投稿した。その投稿において，Deutsche Umwelthilfe eV（X）は，Y が燃費や CO_2 排出量について言及していないとして，ドイツの環境関連法（Pkw-ENVKV）に違反するとして，ドイツのケルンの地方裁判所に提訴した。地方裁判所も高等裁判所も，Y の違反を認めたが，最高裁判所は，ドイツの環境関連法が EU の指令（1999/94/EC）及びそれに関する勧告に基づき「視聴覚メディア・サービス」が適用除外となっているところ，Y が運営する YouTube のチャンネルは「視聴覚メディア・サービス」に該当するかどうか，欧州司法裁判所に対して先決裁定を求めた。

い）判旨

欧州司法裁判所は，視聴覚メディア・サービスの定義について，AVMSD 前文 22 において，「公衆に対して，知らせ，楽しませ，教育する機能を有するマス・メディアを対象とすべき」としているところ，純粋な広告目的のためのものは該当しないとした[62]。

う）考察

本件においては，専ら商業目的のチャンネルについては，視聴覚メディア・サービスとはならず，AVMSD の対象とはならないことを判示した。いわば，そのコンテンツの趣旨に応じて，視聴覚メディア・サービスとなるかどうかを判断した。

EU は，技術中立性やサービス中立性を重視してきた。これは，EU の域内における規制の適用を，なるべく統一的，調和的に行うため，分かり易さの確保も背景にあろう。ところが，本件においては，中身に応じて判断するとした。YouTube のチャンネルは実質的に無限に存在しうる。専ら商業目的なのかどうかを加盟国間で統一的，調和的に判断することができるだろうか。特に，AVMSD の規制は，母国法主義が原則であるため，発信元の国の判断が尊重される。加盟国間の規制の適用の差異も懸念される。

（ニ）小括

これまでみてきた判例は，いずれも編集責任を有するコンテンツに関するものである。①（ロ）（iii）でみたように，AVMSD によって，ヘイト・スピーチ等のコンテンツにつ

いて，編集責任を有さなくとも，ビデオ共有プラットフォーム提供者に一定の責任を負わせる規定が新たに設けられることとなる。欧州司法裁判所の判例ではないが，欧州人権条約に関する司法権を持つ欧州人権裁判所の判例には，ニュース・ポータルの第三者のコメントに関するものがある。欧州人権裁判所は，EU 機関ではないものの，EU 加盟国の全てが欧州人権条約を批准しているため，参考となる。以下では，その判例を取り上げて小括に代えたい。

オンライン・プラットフォームに関するものとしては，第三者の書き込みに関するニュース・ポータルの責任の事例がある。それぞれ，人種差別的な文言を含む名誉毀損に関するもの[63]と，企業の評判の毀損に関するもの[64]である。ニュース・ポータルに第三者が書き込んだコメントに関して責任を負わせることが，ニュース・ポータルの表現の自由を制約するものとして正当かどうかが争われた。欧州人権裁判所は，表現の自由の制約について，①法の規定，②欧州人権条約に基づく正統な目的，③民主的社会のために必要である場合には，正当な理由があるとした。さらに，③について，4 つの小基準にブレークダウンし，（ⅰ）コンテンツの内容と文脈（表現は人種差別的な極端なものか否か，表現はインターネット上で通常見られる程度か否か，公共の利益に関するものか等），コメント欄の意図は何か（アクセスを増やす等の経済的利益によるものか，投稿後のコメントの変更権限は誰にあるか等），（ⅱ）コンテンツの作者とニュース・ポータルの責任（ヘイト・スピーチ等や名誉毀損であれば被害者を救済するための方法が確保されているか，ジャーナリスティックな活動によるものか否か），（ⅲ）講じた措置（投稿されたコメントは，ヘイト・スピーチであれば，notice-and-takedown ではなく，プラットフォーム自らが削除すべき責任があるとする一方，ヘイト・スピーチでなければ，notice-and-takedown が有効にしているとした），（ⅳ）影響（罰金の規模の多寡の判断，ヘイト・スピーチでない場合には表現の自由に与える萎縮効果）としている。

その結果，人種差別的な文言を含む名誉毀損に関するものに該当する事件[65]については，（ⅲ）の基準に関して，ニュース・ポータルは，ヘイト・スピーチをフィルタリングするシステムも，苦情を報告するシステムも，自動的に暴力的な表現を削除するシステムも適切に措置しておらず，名誉毀損のコメントに対して講じた措置が不十分であったとした[66]。そのうえで，加盟国が，明白に違法なコンテンツについて，被害者からの通報や第三者からの通報がなくとも遅滞なく削除するよう措置することは，比例的ではないとは言えないとし[67]，大規模なニュース・ポータルに対して，ヘイト・スピーチ等の頒布を制限するよう求めることは，決して「民間の検閲」には当たらず，公衆のニュースへのアクセスや情報の伝達の円滑化におけるインターネットが果たすべき重要な役割を踏まえれば，インターネットの通信やコンテンツによって生じる害のリスクも十分に認識すべきであるとした[68]。一方，企業の評判の毀損に関するものについては，ヘイト・スピーチに該当せず，過剰かつ実践困難な措置を求めることは，インターネットの情報の伝達の自由の重要性を低下させることとなるとまでした[69]。

結局，ヘイト・スピーチか否かでニュース・ポータルの責任に大きな差異が生まれるが，前者の人種差別的なヘイト・スピーチと思われるコメントは，一つであり[70]，隠語的な微妙なものまで含めてヘイト・スピーチとして違法となるコメントを発見するためには，相当のコストと知識，そして網羅的な調査を要するものと考えられる。改正された AVMSD によって，オンライン・プラットフォームにヘイト・スピーチの削除等の対策を講じさせることとなるが，適用を妨げないとする電子商取引指令第 15 条との関係でも，どのような運用がなされるか注目される。

③ 情報社会における著作権と著作隣接権に関する指令

（イ）目的

著作権に関するEUの法令は，衛星放送とケーブルテレビ，貸与権・再販権，コンピュータ・プログラム・データベース，データベース，著作権管理，著作権者不明に関するもの等様々なものがあるが[71]，ここでは，オンライン・プラットフォームに関する判例で争点となり，水平的に適用される情報社会における著作権および著作隣接権に関する指令（以下本節においては「同指令」という。）に絞って議論する。

同指令は，情報通信技術の発展による発展を踏まえつつ，EUの域内市場の創設及び対等な競争環境の構築を図るため，2001年に制定されたものである。そもそも著作権制度は，域内市場の形成と文化政策の両面にまたがるものであり，EUと加盟国の間の権限の調整が難しい。一方で，インターネットの普及等により，著作物が簡単に国境を越えるようになったため，同指令は，加盟国間の制度を調和するため，制定された。

（ロ）関連する規定

同指令においては，各種権利及び例外の規定のほか，加盟国の義務として技術的な手段に対する保護や権利管理情報に関する規定が整備されている。この各種権利のうち，同指令第2条において，複製権（reproduction right），同指令第3条において，公衆への作品の通信権（right or communication to the public of works）が規定されている。

これらの規定においては，著作権者及び著作隣接権者が，複製権及びいわゆる公衆送信権を有すると規定されており，その許諾及び禁止を排他的に有するとしている。オンライン・プラットフォームとの関係で言えば，オンライン・プラットフォームが提供するニュース・ポータルが特に問題となる。ニュース・ポータルにおいては，ハイパーリンクを張ったり，一部をスニペットで引用したりする場合があるが，この場合の権利関係が問題となる。以下では，これらに関する先決裁定を考える。

なお，次の（ⅰ）及び（ⅱ）については，井上（2017c）で取り上げているが，ここでも重要な判例と思われるので，ポイントを説明する。

（ハ）判例

（ⅰ）新聞社の記事の引用に関する著作権の適用（Infopaq International A/S v Danske Dagblades Forening（C-5/08：2009年7月16日先決裁定））

あ）事件の概要

Infopaq（X）は，顧客が指定するキーワードに応じて，デンマークの新聞及び定期刊行物の関連する記事を選択し，その記事の一部（キーワードの前後5単語，都合11単語）を引用したうえで，日付，媒体，マッチング率の情報とあわせて印刷して知らせるサービス（data capture process）を提供している。Danske Dagblades Forening（Y）は，2005年，Xが権利者の許諾を得ずに商業目的で新聞記事をスキャンしていることを知り，Xに対してdata capture processの一部が著作権者の権利を侵害しているとして苦情を申し立てた。

Xは，Yの主張に反対し，東部地区裁判所に対して，同意を得ずとも上記processが実施可能であることを確認するよう求めた。東部地区裁判所は，Xの求めを棄却し，Xが控訴したところ，控訴裁判所は，裁判を中断して，欧州司法裁判所に対して，Xの行為は情報社会における同指令第2条の複製となるか等の先決裁定を求めた。

い）判旨

欧州司法裁判所は，同指令の複製権について，新聞記事も知的な創作物であって同指令

の保護を受けるとしている[72]。その際，複製権の範囲は広く解すべきであって，一文や文の一部であっても，保護の対象となる場合もあるとした[73]。具体的な判断は加盟国の裁判所が行うべきとしつつ[74]，欧州司法裁判所としては，X の行為は，保護された作品から引用を行うものであり，同指令第 2 条の意味において複製にあたる可能性が高いとした[75]。

う）考察

本先決裁定は，紙の新聞記事について，著作物の一部を引用する場合でも，同指令により保護される複製に当たる場合があるとした。

検索エンジンやニュース・アグリゲーション・サービスにおいては，一部をスニペットとして引用する場合があるが，これは，著作権の複製権を侵害する場合があるとされた。では，単にハイパーリンクを張るだけならどうなるだろうか。

（ii）ハイパーリンクに関する著作権の適用①（Nils Svensson, Sten Sjogren, Madelaine Sahlman and Pia Gadd v Retriever Sverige AB（C-466/12：2014 年 2 月 13 日先決裁定））[76]

あ）事件の概要

Nils Svensson らジャーナリスト 4 名（X）は，記事をウェブサイトで限定することなく公開していた。Retriever Sverige（Y）は，依頼人の求めに応じて，ウェブサイト上の記事のリンクをリストにし，そのリストを依頼人に提供するサービスを行っていた。X は，Y が X の許諾なく，依頼人にアクセスできるようにしていることは同指令第 3 条の公衆送信権（communication to the public）を侵害しているとして，損害賠償を求めて，ストックホルム地方裁判所に提訴した。一審の棄却後，X は控訴したが，控訴裁判所は，欧州司法裁判所に対して，誰もがアクセスできるようなウェブイトにハイパーリンクを張ることは公衆送信権の侵害となるか等の先決裁定を求めた。

い）判旨

欧州司法裁判所は，同指令が保護する公衆送信（communication to the public）について，2 つの基準，"act of communication" に当たるか，"to the public" に当たるかどうかを検討した[77]。クリック可能なリンクを張ることは，making available とするものであり，act of communication に該当し，また，不特定多数の者がアクセスを可能にすることは，to the public に当たるとした[78]。しかしながら，同指令第 3 条（1）の "communication to the public" を構成するのは，権利者の意図を超えて，新たな公衆（a new public）のアクセスを可能とする場合であるところ，X は既に無限定で不特定多数に公開しているので，新たな公衆のアクセスを可能にしているとは言えず，公衆送信を新たに行ったとは言えないとしている[79]。

う）考察

本先決裁定においては，無限定で公開されているウェブサイトに単にハイパーリンクを張る場合には，著作権者の公衆送信権の侵害を構成しないと判断した。このため，検索エンジンやニュース・アグリゲーション・サービスが無限定で公開されているウェブサイトに単にハイパーリンクを張る場合，公衆送信権の侵害とはならないこととなる。では，限定的に公開されているウェブサイトにハイパーリンクを張り，そのコンテンツにアクセス可能とする場合はどうなるだろうか。

（ⅲ）ハイパーリンクによる著作権侵害②（GS Media BV v Sanoma Media Netherland BV, Playboy Enterprises International Inc., Britt Geertruida Dekker（C-160/15：2016年9月8日先決裁定））

あ）事件の概要

GSMedia（Y）は，オランダの大衆向けニュースサイトを運営する法人である。Yは，オーストリアのサイトにあるDekker（X）の写真にハイパーリンクを張ったところ，Xらから，そのサイトにあるXの写真は許諾無くアップされたものであって，ハイパーリンクを削除するよう求められたが，Yは拒絶した。オーストリアのサイトは，Xらの申し出に応じて写真を削除したが，Yは，Xの写真がアップされている別のサイトにハイパーリンクを張った。Xらは，当該別のサイトにも申し出を行い，写真は削除されたが，Yの利用者が別のハイパーリンクを張った。オランダの最高裁判所は，著作権者が公衆通信権を保有することは情報社会における著作権と著作隣接権に関する指令上明らかであるが，一方，ウェブサイト上に掲載されているコンテンツが権利者の許諾を得ているかどうかを判断することは容易ではないところ，許諾を得ずに公開されているサイトにハイパーリンクを張った場合，どのように判断すべきか，欧州司法裁判所に先決裁定を求めた。

い）判旨

欧州司法裁判所は，同指令が，権利者に「公衆への通信」に関する排他的な権利を与えるよう求めている[80]一方で，権利者の利益と，一般の利益並びに表現の自由及び情報の自由等の基本的な権利及び利益との公正な均衡も求めている[81]とした。また，インターネットは，表現の自由や情報の自由に重要であり，ハイパーリンクは，インターネットの健全な運営や意見や情報交換に重要であるとした[82]。

そのうえで，欧州司法裁判所は，「公衆への通信」に該当するかどうかを，過去の先決裁定も考慮しながら，3つの基準を示した。1つ目は，介在性（intervention）である。これは，ハイパーリンクを張ることによって公開性が増したかどうか，という基準である[83]。2つ目は，公開性（public）である[84]。既に制限無く公開されている場合には，不特定多数に向けられており，仮にハイパーリンクを張ったとしても，新しい公衆が生まれるわけではないというものである[85]。3つ目は，通信（communication）だが，これは，利潤追求性があるかどうかというものである[86]。

著作権者の意思により公開されたものにハイパーリンクを張ることは，アクセスできる公衆が増えるわけではないので，新たに「公衆への通信」を行ったこととはならず[87]，著作権者の権利を侵害しないが，そうでないものにハイパーリンクを張ることは，「公衆への通信」を構成し，著作権者の権利を侵害するとした[88]。

また，インターネットで公開されているサイトが著作権者の意思により公開されているか否かを確認することは困難な面があるが，ハイパーリンクを張るサイトが利潤目的の場合には，公開されているサイトが著作権者の許諾を得ているかどうか確認しているはずであるとした[89]。このため，利潤目的（for profit）のサイトが仮に同意を得ていないサイトにハイパーリンクを張った場合には，著作権者が排他的に実施することができる「公衆への通信」に該当するとし，権利の侵害となることを示唆した。

本件においては，Yが利潤を得るためにハイパーリンクを張ったが，Xのサイトは Xの許諾がないものであり，そのサイトに，Yがハイパーリンクを張ったことは，Yの許諾「公衆への通信」を行ったこととなり，著作権者の権利を侵害しているとした。

う）考察

権利者が公開の許諾をしていない場合のハイパーリンクに関する事例の先決裁定は，本

件が初めてであったが，本件においては，利潤目的のサイトを運営する者が別のサイトにリンクを貼るならば，当該別のサイトが違法であるか否かを当然チェックしているはずとした。日々コンテンツが入れ替わるインターネットのサイトに関して，このような基準を儲けることは現実的とは考えにくく，EC 等も反対意見を述べた。また，「利潤目的」について，"subscription fee" というように，ウェブサイトの利用者から直接収益を得ている場合が想定される文言ではなく，"for profit" というような，一般的な文言を用いているため，ウェブサイトの運営者が営利企業の場合，すべて利潤目的と整理される可能性すらある。このため，オンライン・プラットフォームが自動で，同意なく公開されているサイトにハイパーリンクを張ってしまった場合も違法になりうる[90]。

（ニ）小括

オンライン・プラットフォームは，他者の情報の発信を媒介し，その発信内容を承知するわけでもないため，著作権侵害の問題に巻き込まれるおそれが常にある。これまでは，電子商取引指令の責任制限を踏まえ，notice-and-takedown で一般的に運用してきたが，欧州司法裁判所の判例からも，単に承知していなければ責任を負わないということにはならなくなってきている。新たな政策も相まって，単なる媒介者ではすまされず，今後さらにオンライン・プラットフォームが著作権保護に一定の役割を果たすことが求められる。

④　個人データ保護指令[91]及び電子プライバシー指令[92]

（イ）目的等

個人データ保護指令は，EU の自然人の基本的な権利及び自由を保護するとともに，EU 域内の個人データの自由な流通を確保するために，1995 年制定された。

オンライン・プラットフォームとの関係については，トランザクションごとに個人データを収集し，クラウド上で分析しているといっても過言ではなく，個人データ保護指令のあらゆる規定が関係すると言える（例えば，そのデータは個人データの定義に該当するか（第 2 条），特定の個人データの処理に同意が必要か。同意を要しない「正当な利益」とはどのような場合か（第 7 条），報道として適用除外になるのはどのような場合か（第 9 条），データ主体はアクセス権としてどこまで求めることができるか（第 12 条），第 3 国に転送できるのはどのような場合か（第 25 条，第 26 条）等）。

また，個人データ保護指令及び一般データ保護規則は，全分野を対象とするものであるが，電気通信分野に特化した規制として，1997 年に電気通信分野の個人情報保護指令[93]が制定され，2002 年には電子プライバシー指令として改正された。電子プライバシー指令においては，電気通信分野の特定の規律として，通信の秘密保持が同指令第 5 条に規定されている。このほか特徴的な規定として，Cookie の利用に当たって内容を明示しオプトインによる利用者同意を求めること（第 5 条（3））や，ロケーションデータを利用する際にオプトインによる利用者同意を求めること（第 9 条（1））が定められている。

個人データ保護指令については，その後，デジタル化やグローバル化が急速に進展し，個人データの保護と利用を取り巻く環境も大きく変化した。また，EU 域内における個人データ保護に関する制度の運用にバラツキや行政手続の煩雑さもあり，EU 域内の情報通信分野の競争環境を向上させるために，個人データ保護指令の見直しが求められた。EC は，2000 年代後半から見直しを始め，2012 年に新規則を提案し，欧州議会及び理事会の共同決定手続を経て，2016 年に EU 一般データ保護規則[94]が制定，発効した。これまでは，国内法制化を必要とする指令であったため，国内法制化を要するために時間がかかり，さらに，制度でもバラツキが出てしまった。今後は，国内法制化を経ずに直接適用される規則となるため，速やかな適用と統一的な運用が期待されている。

個人データ保護に関する様々な判例については，宮下（2018）が一般データ保護規則の条文別に，個人データ指令に関する判例を多く掲げているが[95]，報道目的による適用除外の事例をみて，いわゆる「忘れられる権利」の先決裁定との差異等を検討する。

（ロ）個人データ保護指令関係の判例

（ｉ）報道の適用除外（Tietosujvaltuutettu v Satakunnan Markkinoporssi Oy and Others（C-73/07：2008 年 12 月 16 日先決裁定））

あ）事件の概要

Markkinaporssi（X）は，毎年 Veroporssi 新聞（Y）の地方版の記事（extracts）にするため，フィンランドの税当局により公開されたデータを収集していた。公開された情報には一定以上の所得を有する 120 万人分の氏名，所得，納税額が含まれていた。この情報は，アルファベット順，地域別・所得別に並んでいた。Y は，求めに応じて無料で個人データを削除することを公言していた。Y は，他の記事や広告も配信するが，主な目的は個人の税情報を公開することだった。

X は，Y で公開された個人データを，当該新聞と同じ株主の Satamedia（Z）に CD-ROM として転送し，契約した携帯電話会社が，Z の代理として，Y で公開されたデータをテキストメッセージとして個々の携帯電話端末に配信した。

フィンランドのデータ保護当局 Tietosujvaltuutettu 等（F）は，2004 年 3 月，個人の苦情に基づき調査し，Z に個人データの処理を禁止するよう求めたが，Z は拒否した。そこで，F は，行政裁判所に提訴したが，行政裁判所は F の訴えを認めなかったため，最高行政裁判所に控訴した。最高行政裁判所は，税当局が公表した情報ではあるものの，Z がデータを処理していることに懸念を示した。そこで，同裁判所は，税当局の情報集めてテキストメッセージとして配信する一連の行動は，データの処理に当たるか，また，これらのデータ処理は，指令の適用が除外される報道活動の範囲と言えるか，について，欧州司法裁判所に先決裁定を求めた。

い）判旨

欧州司法裁判所は，税当局の情報集めてテキストメッセージとして配信する一連の行動について，税当局が公開した情報が個人データに当たるので，データの処理に当たるとした[96]。また，メディアで公開されたデータであっても，商業目的で CD-ROM で転送することや，CD-ROM で受けたデータをテキストメッセージとして配信することは，適用除外のいずれの規定にも該当しないため，個人データ保護指令の適用除外とはならないとした[97]。

一方で，欧州司法裁判所は，民主社会における表現の自由の重要性を考慮し，報道等の自由に関する行為は広めに解する一方で，データの保護の制限については厳に必要な範囲に限定すべきとした[98]。そのうえで，指令第 9 条の「報道活動」について，法人だけでなく個人にも適用され，また，利潤の追求が報道目的であることの否定とはならず，さらに，メディアの種類（新聞，無線，電気通信，インターネット）に依存しないとした。このため，加盟国の法令の下でパブリック・ドメインとなっている文書のデータに関して，そのデータを集めてテキストメッセージとして配信する一連の行動は，その唯一の目的が情報，意見，アイディアの公衆への公開ならば，指令第 9 条の「報道目的のためだけに」データ処理している活動と解されて指令の適用除外になるとした[99]。

う）考察

EU においては，欧州基本権憲章において，表現の自由の保障及びメディアの自由の尊

重がそれぞれ同憲章第 11 条第 1 項及び第 2 項で規定され，プライバシーの尊重や個人データの保護がそれぞれ同憲章第 7 条，第 8 条に規定されている。また，情報の受信及び頒布の自由が同憲章第 11 条第 1 項に規定されている。報道の表現による自由と個人データの保護は，双方とも憲章に規定されている自由や権利であり，本件は，その自由と権利が直接衝突する事例に関する先決裁定であった。

そのような中，本件は，個人データ保護指令の適用除外となる報道目的の判断の基準を示した。報道の自由，表現の自由の重要性を考慮し，報道等の自由に関する行為は広めに解する一方で，データの保護の制限の範囲は厳に必要な範囲に限定すべきとし，その唯一の目的が情報，意見，アイディアの公衆への公開ならば，個人であっても，どのメディアであっても，利潤追求であっても，単なる報道目的になり得て，個人データ保護指令の範囲外になるとした。個別のケースについては，それぞれの事情により判断されることとなるが，本件では，少なくとも，個人・法人，メディアの種類，営利・非営利は基準とはならないことを示したことに特に意義があると考えられる。

ここで，いわゆる「忘れられる権利」の先決裁定との比較を考えてみる。その先決裁定においては，Google は新聞社の報道を検索結果として表示したが，Google に対しては，個人データ保護指令のデータ管理者の義務が課された。一方，本件においては，携帯電話会社の行為が報道目的であり，個人データ保護指令の適用が除外されうるとした。Google も，本件の携帯電話会社も，公開されたデータを処理，通信し，収益をあげている点では同じように見えるが，「忘れられる権利」の先決裁定においては，具体的な理由は示されないまま，検索エンジンの運営者は報道目的による適用除外には当たらないとされた[100]。中西（2015）は，「裁判所は，ウェブサイトの管理・運用者には表現の自由（メディア特権）を認めているが，検索エンジン事業者に対しては，その経済的利益の存在しか認めなかったと捉えられる」[101] としている。現に，「忘れられる権利」の先決裁定の法務官意見においては，本件を引用し，報道目的の場合の適用除外について注意喚起しているにもかかわらず[102]，欧州司法裁判所の先決裁定における判断においては，この点に関する特段の言及が見当たらない。もちろん，先決裁定の判断は，ケースバイケースとなりうるため，一律に判断することはできないが，オンライン・プラットフォームに対する規範の変化とも言えるものがみられる。オンライン・プラットフォームのサイトの多くは，第三者のニュース等へのハイパーリンクを張ることがあるため，報道目的となるかどうかの分類は，無視できない影響を与える。個人データ保護指令を廃止して制定された一般データ保護規則においては，第 85 条で，報道目的等の表現の自由との整合性を踏まえた適用除外を加盟国が法で定めるものとされている。加盟国の法制化等によりどのような運用がなされるのか注目される。

（ハ）小括

本稿では，報道目的に関するもののみを取り上げたが，個人データの利用に関する規制は，オンライン・プラットフォームのビジネス・モデルに大きな影響を与える。今後，一般データ保護規則が本格的に運用され，様々なコンフリクトが生じ，数々の裁判も予想される。判例によって規制の具体的な運用の在り方も左右されるため，引き続き欧州司法裁判所の判例が注目される。

⑤　競争法関係[103]

（イ）目的等

EU の競争政策の目的は，自由競争，消費者及び中小企業の保護，市場統合とされている[104]。競争政策に係る主な規定は，欧州連合の機能に関する条約（Treaty on the

Functioning of European Union）第 101 条の競争制限的協定・協調的行為の規制，第 102 条の市場支配的地位の濫用行為の規制，第 106 条の公企業に対する競争制限的規制の禁止等，第 107 条の国家補助規制及びこれらに関連する規則[105] 等である。域内市場の形成に必要な競争政策は，EU の排他的権限となっており，EU における競争政策のプライオリティは高く，かつ，その影響力も大きい。

競争関係の判断については，当局である EC 競争総局のものが他の事案に比べても決定的であり，欧州司法裁判所の判例もさることながら，EC 競争総局の決定が非常に重要となる。オンライン・プラットフォーム提供者に対する EC 競争総局の案件について，2018 年末現在，管見の限りで言えば，①反トラスト関係では，Google に関して，自社の比較買い物サイトと競争者の価格比較サイトの検索結果の表示[106]，アンドロイドと検索の抱き合わせ[107]，AdSense のサイトに対する競合する検索連動型広告の排除[108]，Apple の iTunes と大手レコード会社数社との間での市場分割[109]，Amazon の電子書籍販売に関する出版社との最恵待遇の設定[110]，②合併関係では，Google と DoubleClick[111]，Microsoft と Yahoo! の検索部門[112]，Facebook と WhatsApp[113]，③国家補助関係では，ルクセンブルクにおける Amazon に対する税の優遇措置[114]，アイルランドによる Apple に対する税の優遇措置[115] 等がある。

この通り，現行の競争政策に関わる規則に基づき，オンライン・プラットフォームの行為に対して措置を既に講じており，その内容及び分析については，滝川（2018）等[116] を参照されたいが，ここでは，競争当局の介入のタイミングについて，問題提起しているものに触れて見たい。EC 競争総局の IT 分野の反トラスト等を取り締まる担当者が個人的な意見として書いた論文の中で，急激に成長する市場においては，ある市場の支配的地位を放置すれば隣接市場でもすぐに支配的地位を築くので，より迅速に動くべきという先決裁定[117] を引用し，それらしい（prima facie）違反行為を発見したときの暫定的措置（interim measures）の有用性に言及している[118]。これについても反論があり，情報通信のような動きが早い分野においては，イノベーションによって市場の占有度が変わりやすく，イノベーションを阻害しないためにも，競争当局の介入は慎重であるべきという指摘もあるが[119]，ネットワーク効果が働き，独占が進みやすいサービスに関する競争当局の介入のタイミングに関する論点として興味深い。

（ロ）競争環境にかかわる判例

オンライン・プラットフォームに関係し得る競争法に関する判例として，データのアクセスに関するもの[120] 等多々あるが，以下では，オンライン・プラットフォームの競争環境に関わるものとして，2018 年のオンライン・プラットフォームに対する欧州司法裁判所の事例を 2 つ紹介する。

（ｉ）ブランド・イメージ維持のためのオンライン上の販路制限の可否（Coty Germany GmbH v Parfumerie Akzente GmbH（C-230/16：2017 年 12 月 6 日先決裁定））

あ）事件の概要

高価な化粧品を生産する独の Coty Germany GmbH（X）は，そのブランド・イメージを維持するために卸す小売事業者を制限している。Coty が卸す小売事業者がネット販売を行うことを認めていたが，その場合には，当該承認された小売事業者のネット販売であることがわかる場合に限るとしていた。Parfumerie Akzente GmbH（Y）は，X が承認した小売事業者であるが，Amazon.de（Z）で販売したところ，X が Y に対して Z での販売を停止するよう地方裁判所に提訴した。同裁判所は，X の一般的な制限はブランド維持のために不必要なものであり，X の訴えを却下したが，X は，高等地域裁判所に控訴し

た。同裁判所は，X による制限が EU の競争法上問題ないかについて，欧州司法裁判所の先決裁定を求めた。

い）判旨

欧州司法裁判所は，イメージを維持するために，小売事業者を制限することは，品質等に関する基準が客観的でその基準に基づき事業者が公平に選ばれており，かつ，その基準が必要以上のものでない場合，競争法に反しないとした[121]。

そのうえで，欧州司法裁判所は，販売元が，小売事業者に対して，第三者のプラットフォームでの販売を制限することも，イメージを維持する目的であって，適用が一律であり差別的であり，目的に関して比例的である場合には，競争法に反しないとした[122]。

本事案については，いずれも満たすものであり，欧州司法裁判所は，X によるオンライン上の販路制限は適法と判断した。

（ii）シェアリング・サービスに適用される法令（Associacion Professional Elite Taxi v Uber Systems Spain SL（C-434/15：2017 年 12 月 20 日先決裁定））

あ）事件の概要

スペインのバルセロナのタクシー団体（X）は，Uber（Y）がタクシー事業の免許を得ずにサービスを提供しているところ，それが不正競争行為等であるとして，スペインの商業裁判所に対して確認を求めた。

スペインの商業裁判所は，その判断に当たって，Y が行っているサービスが，情報社会サービス（information society services）の場合には，電子商取引指令第 3 条（2）に基づき，原則規制が課せなくなるため，欧州司法裁判所に対して，指令の解釈について先決裁定を求めた。

い）判旨

欧州司法裁判所は，Y が提供するサービスの目的がスマートフォンのアプリを利用して，非専門的運転手と旅行者を結びつける有償のサービスであるが，Y のアプリがなければ非専門的運転手はサービスの提供が不可能であること，Y が運転手の利用条件の決定権を持っていること，Y が全体のサービスを統合していることから，Y のサービスは，情報社会サービスとなる単なる媒介サービス（intermediation service）ではなく，交通サービス（service in the field of transport）であるとした[123]。このため，加盟国は，Y に対して規制を課すことができるとした[124]。Uber を巡っては，フランスでも同様の先決裁定が提起されたが，結論は同様であった[125]。

（ハ）小括

いずれもオンライン・プラットフォーム側にとって厳しい先決裁定であった。オンライン・プラットフォームは，研究開発力，資金力，イノベーション力をもとに，様々な分野に参入を進めてきた。オンライン・プラットフォームの参入によって，サービスの質の向上，消費者の選択肢の拡大という便益が生まれたことは否定できないだろう。一方で，既存事業者との衝突も惹起する。これらの二つの先決裁定は，既存企業との衝突に関する案件とも言える。もちろん，これらの先決裁定は，欧州司法裁判所が現行の法に従って判断したものであろうが，EU におけるオンライン・プラットフォームに対する空気が感じられる。

4 最後に

本稿では，オンライン・プラットフォームに関する判例を調査し，検討したが，必ずしも網羅的にはなっていないことを自覚している。引き続き調査分析を行うことが残された大きな課題と考えている。

オンライン・プラットフォームについては，社会的影響力の増大に応じて，欧州司法裁判所に提訴される案件はますます増える。EU の政策としては，とかく EC が提案した法令等に注目が集まるが，欧州司法裁判所の判例も重要である。採択された法令は，欧州議会や理事会との議論を経て妥協を重ねたため，一筋縄では解釈できないような玉虫色の条文も散在する。EU の法令の解釈を最終的に決定するのは，欧州司法裁判所であり，欧州司法裁判所の判例が規範の役割を果たすことになる。EU の法令を分析するうえでは，欧州司法裁判所の判例の検討が欠かせない。

●付 記

本研究は，メディア・コミュニケーション研究所研究プロジェクト「インターネット時代のメディア法の行方」（2018 年度，代表者：鈴木秀美教授）の成果の一部である。

また，本稿は，筆者が属している，又は属していたことがある組織の解釈等を示すものではなく，すべて筆者の個人的なものである。

●注

1．Google Spain SL, Google Inc. v Agencia Espanola de Protection de Datos, Mario Costeja Gonzalez（C-131/12:2014 年 3 月 13 日先決裁定）。
2．学術界については，例えば，石井（2014），鈴木（2016），中西（2015b），宮下（2016），山口（2015）等を参照。
3．例えば，今野（2015），宮下（2016），山口（2015）等を参照。
4．COM（2016）288. 同戦略については，井上（2017a）を参照。
5．European Commission（2015）.
6．COM（2016）288, p.2
7．Directive 2000/31/EC of the European Parliament and of the Council of 8 June 2000 on certain legal aspects of information society services, in particular electronic commerce, in the Internal Market, OJ L 178, 17.7.2000, p. 1-16.
8．Directive 2010/13/EC of the European Parliament and of the Council of 10 March 2010 on the coordination of certain provisions laid down by law, regulation or administrative action in Member States concerning the provision of audiovisual media services, OJ L 95, 15.4.2010, p.1-24.
9．Directive 2001/29/EC of the European Parliament and of the Council of 22 May 2001 on the harmonisation of certain aspects of copyright and related rights in the information society, OJ L 167, 22.6.2001, p.10-19.
10. Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council of 24 October 1995 on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, OJ L 281, 23.11.1995, p.31-50.
11. その他にも，加盟国の消費者保護当局の協力に関する消費者保護協力規則（Regulation（EU）No 2006/2004 on Consumer Protection Cooperation, OJ L 364, 9.12.2004, p.1-11.），電子 ID 規則（Regulation（EU）No 910/2014 of 23 July 2014 on electronic identification and trust services for electronic transactions in the internal market, OJ L 257, 28.8.2014, p.73-114.）等があるが，判例が管見の限り無いこと等を踏まえ，割愛した。
12. EUR-Lex（http://eur-lex.europa.eu/homepage.html?locale=en）.
13. DG INFSO, European Commission（2010）. 同判例集は，オンライン・プラットフォームを中心とするものではなく，オンライン・プラットフォーム・サービス提供のインラフとなる電子通信ネットワーク及び電子通信サービスに関するものが中心であるが，個人データに関するものや視聴覚メディア・サービス等に関するものも含まれているため，参考とした。
14. EU の司法機関は，主にルクセンブルクにある欧州司法裁判所（Court of Justice）及び一般裁判所（General Court）からなる（その他専門裁判所がある）。EU 運営条約に規定された事項，例えば，EU 法令に関する加盟国間の争い，EC と加盟国との争いを管轄するが，特徴的な機能としては，加盟国の裁判所の求めに応じて EU の法令の解釈を示す先決裁定がある。その他，EU の司法制度等については，在外公館において欧州

司法裁判所及び一般裁判所を管轄する在ルクセンブルク日本国大使館 HP（http://www.lu.emb-japan.go.jp/japanese/eu/justice.htm）を参照。
15. 具体的な先行研究は，それぞれの節で触れる。
16. 和訳については，米丸（2001）を参照。
17. 電子商取引指令の和訳については，米丸（2001）を引用しつつ，"Member state" や "internal market" 等の EU の専門用語は，他の節との表現の統一を図るため，筆者が適宜修正している。
18. Directive 98/48/EC of the European Parliament and of the Council of 20 July 1998 amending 98/34/EC laying down a procedure for the provisions of information in the field of technical standards and regulations, OJ L 217, 5.8.1998, p.18-26.
19. 米丸（2001）1250 頁。
20. 同上 1228 頁。
21. ただし，Mediakabel BV v Commissariaat voor de Media（C-89/04: 2005 年 6 月 2 日先決裁定）においては，欧州司法裁判所は，国境なきテレビ指令の「テレビジョン放送（television broadcasting）」と情報社会サービス指令の「情報社会サービス」や「テレビジョン放送サービス（television broadcasting service）は，二律背反の関係にある話ではなく，国境なきテレビ指令の「テレビジョン放送（television broadcasting）」に該当するかどうかは，同指令の定義に則して，独立して決まると先決裁定した。なお，情報社会サービスの多くは，全体として又は主として電子通信ネットワーク上の信号の伝送を構成しないため，電子通信ネットワーク及びサービスを規律する枠組指令（Directive 2002/21/EC of the European Parliament and of the Council of 7 March 2002 on a common regulatory framework for electronic communications network and services, OJ L 108, 24.4.2002, p.33-50.）の対象範囲ではないとされている（枠組指令前文 10）。
22. 媒介者の責任については，発信者情報を開示する場合の通信の秘密の解除に関する責任も論点となるが，EU の電子商取引指令においては，これらに関する規定はなく，発信者開示については加盟国で決めることと判示（Produtores de Musica de Espana（Promusicae）v Telefonica de Espana SAU（C-275/06:2008 年 1 月 29 日先決裁定））。
23. First Council Directive of 21 December 1988 to approximate the laws of the Member States relating to trade marks, OJ L 40, 11.2.1989, p.1-7.
24. Council Regulation No 40/94 of 20 December 1993 on the Community trade mark, OJ L 11, 14.1.1994, p. 1-66.
25. C-236/08 to C-238/08, paragraph99.
26. Ibid., paragraph105.
27. Ibid., paragraph120.
28. Ibid., paragraph113-114.
29. Ibid., paragraph116.
30. Ibid., paragraph117.
31. Ibid., paragraph118.
32. 今野（2015）591 頁。
33. 井奈波（2010）においては，先決裁定の大部分の訳を提供している。
34. SWD（2016）163, p.122-123.
35. 井上（2018c）参照。
36. この他にも様々な論点が提起されているが，ここでは，媒介者の責任に関するもののみ言及する。
37. C-324/09, paragraph109.
38. Ibid., paragraph116, 118-122.
39. Ibid., paragraph120-122.
40. C-131/12, paragraph22.
41. Ibid., paragraph34.
42. Ibid., paragraph36.
43. Ibid., paragraph38.
44. Directive 2004/48/EC of the European Parliament and of the Council of 29 April 2004 on the enforcement of intellectual property rights, OJ L 195, 2.6.2004, p.16-25.
45. C-360/10, paragraph32-34.
46. Ibid., paragraph36-38.
47. Charter of Fundamental Rights of the European Union, OJ C 326, 26.10.2012, p. 391-407.
48. C-360/10, paragraph41-43.
49. Ibid., paragraph46-49.
50. Ibid., paragraph50.
51. Ibid., paragraph52.
52. Scarlet Extended SA v Societe belge des auteurs, compositeurs et editeurs SCAL（SABAM）（2011 年 11 月 24 日先決裁定）。山口（2015）参照。
53. 2018 年 11 月，改正 AVMSD 案は，所要の修正を経て採択された。該当する条文も所要の修正が行われたが，措置の骨格は維持されている。
54. “Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on copyright in the Digital Single Market”（COM（2016）593）.
55. “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on preventing the dissemination of terrorist content online”（COM（2018）640）においては，ホスティング・サービスを提供する事業者は，様々

な基本権等に配慮しつつも，テロリストのコンテンツの頒布から自社のサービスを守るよう積極的な措置を講ずること等の規定（第６条）が盛り込まれている。
56. 和訳については，井上（2018b）参照。
57. 安江（2011）参照。また，同指令を含む EU のメディア政策については，市川（2018）等参照。
58. Council Directive 89/552/EC of 3 October 1989 on the coordination of certain provisions laid down by law, regulation or administrative action in Member States concerning the pursuit television broadcasting activities, OJ L 298, 17.10.1989, p.23-30.
59. C-347/14, paragraph20.
60. Ibid., paragraph27-28.
61. Ibid., paragraph34.
62. C-132/17, paragraph 18-24.
63. Delfi AS v. Estonia（ECHR 205（2015）：2015 年 6 月 16 日判決）。
64. Magyar Tartalomszolgaltatok Egyesulete and Index.hu Zrt v. Hungary（ECHR 050（2016）：2016 年 2 月 2 日判決）。
65. ECHR 205（2015）.
66. Ibid., paragraph 154-156.
67. Ibid., paragraph 153, 159.
68. Ibid., paragraph 157.
69. ECHR 050（2016）, paragraph 80-83.
70. ECHR 205（2015）, paragraph 18.
71. https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/eu-copyright-framework
72. C-5/08, paragraph 39-44.
73. Ibid., paragraph 47.
74. Ibid., paragraph 48.
75. Ibid., paragraph 50.
76. 本先決裁定を詳細に解説したものとして，今野（2014）参照。
77. C-466/12, paragraph 16.
78. Ibid., paragraph 20, 22.
79. Ibid., paragraph 24-32.
80. C-160/15, paragraph 27.
81. Ibid., paragraph 31.
82. Ibid., paragraph 45.
83. Ibid., paragraph 35.
84. Ibid., paragraph 36, 37.
85. Ibid., paragraph 52.
86. Ibid., paragraph 38.
87. Ibid., paragraph 40.
88. Ibid., paragraph 42-44.
89. Ibid., paragraph 46-49, 51.
90. Land Nordrhein-Westfalen v Dirk Renckhoff（C-161/17: 先決裁定 2018 年 8 月 7 日）においては，インターネット上に公開された写真をコピー・ダウンロードして，著作権者の許諾なく他のサイトで利用することは，著作権者の「公衆への通信」の権利を侵害すると判示した。また，著作権者が公開したサイト上に無断使用を禁ずるという意思表示の記述があるかどうかは，無関係とも判示した。また，Stichting Brein v Ziggo BV, XS4ALL Internet BV（C-610/15：先決裁定 2017 年 6 月 14 日）では，著作権が保護されたファイルのメタデータのインデックス化及びその検索機能の提供によって，利用者による保存及びピア・トゥ・ピアのネットワーク上での共有を可能とするプラットフォームの運営は，「公衆への通信」を構成すると判示した。
91. 和訳については，堀部政男研究室（2012）参照。
92. Directive 2002/58/EC of the European Parliament and of the Council of 12 July 2002 concerning the processing of personal data and the protection of privacy in the electronic communications sector, OJ L 201, 31.7.2002, p.37-47.
93. Directive 97/66/EC of the European Parliament and of the Council of 15 December 1997 concerning the processing of personal data and the protection of privacy in the telecommunications sector, OJ L 24, 30.1.1998, p.1-8.
94. Regulation 2016/679 of the European Parliament and of the Council on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC, OJ L 119, 4.5.2016, p.1-88. 和訳については，一般社団法人日本経済社会推進協会（2016）及び宮下（2018）参照。
95. 個人データ保護指令全般に関する判例集としては，欧州反不正局のデータ保護官がまとめたものがある（https://ec.europa.eu/anti-fraud/sites/.../caselaw_2001_2015_en.pdf）。
96. C-73/07, paragraph37.
97. Ibid., paragraph49.
98. Ibid., paragraph56.
99. Ibid., paragraph58-61.

100. C-131/12, parargaph 85.
101. 中西（2015）328 頁。
102. C-131/12 の法務官意見 footnote87.
103. 競争法の判例については，滝川（2010）や笠原（2016）において豊富な事例が盛り込まれている。また，滝川（2018）は，プラットフォーム及びその保有するデータの競争法の適用について，日米欧の比較分析を行っている。
104. 庄司（2003）57-84 頁参照。
105. Council Regulation No 139/2004 of 20 January 2004 on the control of concentrations between undertakings, OJ L 24, 29.1.2004, p.1-22.
106. COMP/39.740。2017 年 6 月 27 日，EC は，Google が競争法に違反したとして，約 24.2 億ユーロの罰金を課す決定を行った（EC 競争総局報道発表（http://europa.eu/rapid/press-release_IP-17-1784_en.htm））。Google は，2017 年 9 月 11 日，第一審裁判所に異議申し立て。
107. COMP/40.099。2018 年 7 月 18 日，EC は，Google が競争法に違反したとして，約 43.4 億ユーロの罰金を課す決定を行った（EC 競争総局報道発表（http://europa.eu/rapid/press-release_IP-18-4581_en.htm））。
108. COMP/40.411：2016 年 7 月 14 日正式手続開始。
109. COMP/39.154：2008 年 3 月 18 日終了（違反行為なしと判明）
110. COMP/SA.40153：2017 年 5 月 4 日，最恵国待遇を契約に入れないことをコミットし終了。
111. COMP/M.4371：2008 年 3 月 11 日承認。
112. COMP/M.5727：2010 年 2 月 18 日承認。
113. COMP/M.7217：2014 年 10 月 3 日承認。ただし，審査に当たり，EC に虚偽の情報を伝えていたとして，2017 年 5 月 18 日，1.1 億ユーロの罰金。
114. COMP/SA.38944：2014 年 10 月 7 日違反と決定。
115. COMP/SA.38373：2016 年 8 月 30 日違反と決定。アイルランドは 2017 年 1 月 20 日，Apple は 2017 年 2 月 3 日，それぞれ第一審裁判所に提訴。
116. 例えば，平井他（2017），滝川（2018）を参照されたい。また，マイクロソフト OS 事件（Case T-167/08, Microsoft v Commission）については，林（2010）26 頁，笠原（2016）199-200 頁等を参照。
117. Konhurrensverket v TeliaSonera Sverige AG（C-52/09：2011 年 2 月 17 日先決裁定），paragragh 108-109.
118. Kadar（2015）p.20.
119. 川濱・武田（2017）3 頁。
120. Case C-241/91 and Case 242/91（1995）RTE and ITV v Commission，Case C-418/01（2004）IMS Health v NDC Health, Case T-201/04（2007）Microsoft v Commission, Case C-170/13（2015）Huawei v ZTE.
121. C-230/16, paragraph 36.
122. Ibid., paragraph 58.
123. C-434/15, paragraph 37-40.
124. Ibid., paragraph 44-45.
125. Uber France SAS v Nabil Besalem（C-320/16:2018 年 4 月 10 日先決裁定）。

●参考文献

芦部信喜『憲法学Ⅲ　人権各論（1）増補版』（有斐閣，2008）。
生貝直人『情報社会と共同規制　インターネット政策の国際比較制度研究』（勁草書房，2011）。
石井夏生利『個人情報保護法の現在と未来』（勁草書房，2014）。
市川芳治「EU の放送・メディア政策」法学セミナー 768 号（2018）。
一般社団法人日本経済社会推進協会『個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移転に関する欧州議会及び欧州理事会規則（一般データ保護規則）（仮日本語訳）』（2016）。
井奈波朋子「検索連動型広告に関する欧州司法裁判所 2010 年 3 月 23 日判決」AIPPI 55 巻 7 号 442 頁（2010）。
井上淳「欧州連合（EU）におけるオンライン・プラットフォームに対する規制等の動向について」慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要 67 号 65 頁（2017a）。
井上淳「EU におけるビデオ共有プラットフォームに対する規制案について～視聴覚メディア・サービス指令の改正による違法・有害コンテンツ対策の提案～」情報通信学会誌 34 巻 4 号 167 頁（2017b）。
井上淳「EU における新聞等の発行者に対する著作隣接権の付与の動向について」情報通信学会誌 35 巻 3 号 41 頁（2017c）。
井上淳「EU 視聴覚メディア・サービス指令の適用範囲について」慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要 68 号 77 頁（2018a）。
井上淳「EU 視聴覚メディア・サービス指令（翻訳）」慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要 68 号 85 頁（2018b）。
井上淳「欧州連合（EU）におけるオンライン・プラットフォームによる違法コンテンツ対策の政策動向について」情報通信学会誌 36 巻 2 号 139 頁（2018c）。
上田廣美「EU 法と知的財産権」庄司克宏編『EU 法　実務編』第 5 章（岩波書店，2008）。
笠原宏『EU 競争法』（信山社，2016）。
川濱昇・武田邦宣「プラットフォーム産業における市場画定」RIETI Discussion Paper Series 17-J-032（2017）。
小向太郎『情報法入門』（NTT 出版，第 3 版，2015）。

今野裕之「ハイパーリンクと著作物の「公衆への伝達」の概念」国際商事法務 42 巻 6 号 958 頁（2014）。
今野裕之「インターネット上の検索キーワード連動型広告と商標権の侵害」国際商事法務 43 巻 4 号 588 頁（2015）。
篠崎彰彦『インフォメーション・エコノミー　情報化する経済社会の全体像』（NTT 出版，2014）。
庄司克宏『EU 法　政策篇』（岩波書店，2003）。
鈴木秀美「「忘れられる権利」と表現の自由」慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要 66 巻 15 頁（2016）。
滝川敏明『日米 EU の独禁法と競争政策　第 4 版』（青林書院，第 4 版，2010）。
滝川敏明「デジタル・プラットフォーム・ビッグデータと独禁法・競争法～グーグル・アマゾン・フェイスブックを巡って～」（上）（下）国際商事法務 46 巻 1 号 4 頁以下及び 2 号 171 頁以下（2018）。
中西優美子『EU 権限の判例研究』（信山社，2015a）。
中西優美子「EU における個人データ保護権と「忘れられる権利」」奥田喜道編著『ネット社会と忘れられる権利 個人データ削除と裁判例とその法理』第 2 章（現代人文社，2015b）。
長谷部恭男『テレビの憲法理論　多メディア・多チャンネル時代の放送法制』（弘文堂，1992）。
林秀弥「欧州競争法における独占的事業者による競争者排除行為の規制 欧州マイクロソフト事件を中心に」総務省『海外情報通信判例研究会報告書（第 1 集）』（2010）。
林秀弥「情報基盤をめぐる競争と規制」曽我部真裕・林秀弥・栗田真裕『情報法概説』（弘文堂，2016）。
平井智尚・高橋幹「EU と米国プラットフォーマーの対立－グーグルをめぐる事案を中心に」ICT World Review19 巻 5 号 17 頁（2017）。
堀部政男「プライバシー・個人情報保護の国際的整合性」堀部政男編著『プライバシー・個人情報保護の新課題』（商事法務，2010）。
堀部政男研究室「資料　EU データ保護指令仮訳」消費者庁『個人情報保護制度における国際的水準に関する検討委員会・報告書』194 頁（2012）。
宮下紘「忘れられる権利と検索エンジンの法的責任」比較法雑誌第 50 巻第 1 号 35 頁（2016）。
宮下紘『EU 一般データ保護規則』（勁草書房，2018）。
安江則子「EU における視聴覚メディア政策と公共放送　市場と文化の間で」立命館国際地域研究 33 巻 13 頁（2011）。
山口いつ子「インターネットにおける表現の自由」松井茂記・鈴木秀美・山口いつ子『インターネット法』（有斐閣，2015）。
米丸恒治「EU 電子商取引指令」立命館法学 278 号 1222 頁（2001）。

DG INFSO, European Commission（2010）, "Guide to the Case Law of the Court of Justice of the European Union in the field of Telecommunications."
Edelman, Benjamin and Geradin, Damien（2016）, "Android and competition law: exploring and assessing Google's practices in mobile" European Competition Journal, 12: 2-3, p.159-194, DOI: 10.1080/17441056.2016.1254483.
European Commission（2015）, "Regulatory environment for platforms, online intermediaries, data and cloud computing and the collaborative economy."
European Commission（2015）, "A Digital Single Market Strategy for Europe" COM（2015）192.
European Commission（2016）, "Online Platforms and the Digital Single Market Opportunities and Challenges for Europe" COM（2016）288.
European Commission（2016）, "Guidance on the implementation/application of Directive 2005/29/EC on unfair commercial practices" SWD（2016）163.
European Commission（2016）, "Online Platforms Accompanying the document Online Platforms and the Digital Single Market" SWD（2016）172.
European Commission（2017a）, "Building a European Data Economy", COM（2017）9.
European Commission（2017b）, "Commission Staff Working Document on the free flow of data and emerging issues of the European data economy - Accompanying the document Communication Building a European data economy", SWD（2017）2.
Graef, Inge（2016）, EU Competition Law, Data Protection and Online Platforms, Data as Essential Facility, Kluwer Law International BV, The Netherlands.
Kadar, Massimiliano（2015）, European Union competition Law in the digital era, *Zeitschrift fur Wettbewerbsrecht*, Germany.
Policy Department D: Citizen's Rights and Constitutional Affairs, European Parliament（2016）"A comparative analysis of media freedom and pluralism in the EU Member States."
Rosati, Eleonora（2013）Originality in EU copyright, Full Harmonization through Case Law, Edward Elgar Publishing Limited, Chelteham, UK.

（注）EC の文書について，文書番号がついているものは，本文では，その文書番号により引用元を示している。

井上　淳（慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所准教授（有期））